

所得税(住民税)の確定申告で必要な方へ

障害者控除認定書・おむつ代医療費控除証明書を発行します

① 障害者控除認定書

身体障害者手帳の交付を受けていなくても要介護1～5の認定を受けておられる方、または要介護認定を受けていなくても医師により障がいをお持ちの方と同等と認められる方は、「寝たきり度」、「認知症自立度」の程度により障害者控除あるいは特別障害者控除を受けることができます。

- ◆申請に必要なもの
  - 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)
  - 該当の方の介護保険被保険者証(写しでも可)
  - 印鑑
  - 医師意見書(介護保険の認定を受けていない方のみ)

② おむつ代医療費控除証明書

概ね6か月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。

前年に続いて控除を受ける方のうち、介護保険の認定を受けている方は、役場窓口にて証明書を発行できる場合がありますので、窓口までお問い合わせください。(※初めてこの控除を受ける方や、介護保険の認定を受けていない方は医師の証明が必要となりますので医療機関へご相談ください。)

- ◆申請に必要なもの
  - 該当の方の介護保険被保険者証(写しでも可)
  - 印鑑

③ 申請場所・期間

- ・仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
- ・令和2年1月14日(火)～令和2年3月16日(月)

※税の申告期限が近づくと窓口が混み合い、認定書等を即時交付できない場合があります。申請はお早めをお願いします。

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ 有線:31-5122/電話:54-2511

有害鳥獣の捕獲・駆除実績

奥出雲町では、有害鳥獣捕獲班の皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいております。令和元年10月の捕獲・駆除頭数実績をお知らせします。

捕獲班名	ニホンジカ	イノシシ	カラス
布勢	-	25	-
三成	-	5	-
亀嵩	-	9	4
阿井	-	17	-
三沢	-	6	-
鳥上	1	4	-
横田	-	3	-
八川	2	9	-
馬木	1	5	1
合計	4	83	5

有害鳥獣による農作物被害がございましたら、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ】  
農業振興課農業生産グループ  
有線:31-5286 電話:54-2513



除雪作業にご協力を!

今年も積雪の時期になりました。積雪の状況によって除雪をします。作業が順調に進むよう、次のことについてご協力をお願いいたします。

- ①自動車の路上駐車や放置はやめてください。
- ②道路の路肩の資材などは事前に移動しておいてください。
- ③積雪で立木などが道路へ垂れ下がる場合には、所有者の方で事前に伐採をお願いします。除雪に支障がある場合には道路管理者で取り除くことがあります。
- ④流雪溝のフタを取り雪捨てをした後は、すぐにフタを元通りにしてください。
- ⑤道路状況によっては田畑、空地、水路等へ除雪する場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

※除雪は状況により、主要幹線道路(国道・県道・バス路線など)を優先に早朝から始めます。

【お問い合わせ】  
雲南県土整備事務所 仁多土木事業所  
電話 54-1235  
建設課 有線 20-4231 電話 52-2675

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

申告準備はお早めに!

令和元年中の所得にかかる申告期間は

『令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)まで』です。

〈申告相談会場〉前半「仁多庁舎タウンホール」後半「横田コミュニティセンター大ホール」

日程・マイナンバーなどの詳細につきましては、1月広報に併せて全戸配布します。

～農業所得の申告準備はお済みですか?～

期限内に申告ができるように収入・経費の仕分けなど早目の準備をお願いします。

～農業所得の事前相談について～

農業所得申告の事前相談は、『1月21日から2月7日まで』です。会場は、「仁多庁舎」と「横田庁舎」で行います。日程は、次のとおりです。受付時間は、午前9時～午後4時30分までです。

月	火	水	木	金	土	日
	1/21 仁多庁舎	22 仁多庁舎	23 仁多庁舎	24 仁多庁舎	25 休	26 休
27 仁多庁舎	28 仁多庁舎	29 仁多庁舎	30 横田庁舎	31 横田庁舎	2/1 休	2 休
3 横田庁舎	4 横田庁舎	5 横田庁舎	6 横田庁舎	7 横田庁舎		

◆◆◆税務課からのお願い◆◆◆

- 医療費控除について・・・**①『医療費控除の明細書』を全戸配布します。**  
平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書添付又は提示は必要ありません。  
詳しくは、上記①の表面「医療費控除を受けられる方へ」をご覧ください、裏面に必要事項の記入をお願いします。
- 申告会場では、税務課以外の職員も相談受付を行っています。このため、**申告の内容により、受付順番と相談順番が前後することがあります。**
- 青色申告、株式などの譲渡所得、住宅借入金控除等がある場合は、大東税務署へご相談ください。

国税庁のホームページをご利用になれば、所得税の申告書をご自身で作成することができます。作成した申告書は郵送で申告できますので大変便利です。是非ご利用ください。

また、電子申告(e-Tax)を利用して申告をされると、添付資料が省略できるなどさらに便利です。

【お問い合わせ】 税務課 有線:20-4251 / 電話:52-2671  
大東税務署 電話:0854-43-2360

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>